

## 実習交通費支給要件

弊社インターンシップ実習（以下、実習）参加の学生のうち、交通費支給が必要な方で、以下の条件を満たす場合に交通費を支給します。

### （支給条件）

- 動物系専門学校、総合大学、短期大学のいずれかの学生であること
- 所属学校住所、現住所、実家住所の全てが群馬県外であること
- 弊社宿泊施設を利用すること
- 実習期間が2週間以上であること
- 今までの学歴で留年や浪人、1年以上の休学などがないこと
- 高等学校などを卒業した年に現在の所属学校に入学していること
- この書類の指示に従った手続きができること

### （交通費の上限）

支給できる上限額は5万円です。以下の方法で算出した往復交通費が上限を超過した場合は、支給額が5万円となります。

### （交通費の算出方法）

原則として、所属学校または現住所から集合場所（マシュマロパンダ：最寄り駅は群馬総社駅）まで、直通で最短かつ合理的な経路で移動した費用をもとに算出します。

#### ① 公共交通機関（電車、バス、飛行機など）を利用する場合

所属学校または現住所の最寄り駅から、群馬総社駅までの区間の往復運賃の実費が原則となります。新幹線を利用する場合は、特急券は自由席特急券に限ります（自由席特急券がない経路の場合のみ指定席特急券も可）。

例外として、往路か復路のどちらか一方だけ、途中下車や、乗車・下車する駅を所属学校や現住所の最寄り以外の駅に変更しても構いません。その場合は、変更していない方の実費の2倍の金額を往復交通費として算出します。

#### ② 自家用車などで高速道路を通行する場合

所属学校または現住所の最寄りの高速出入口から、前橋IC（駒寄スマートICでも可）までの区間の往復高速料金となります。1往復の高速料金のみの支給となり、ガソリン代などを含みません。親族の送り迎えなどで移動して親族が2往復する場合であっても、1往復相当の支給が上限です。なお、自分で運転して移動する場合は、実習期間中に弊社の駐車場を利用できます。

### (交通費請求のための補助書類)

往路復路の全ての区間で以下のいずれか保存しておき、弊社が提出を求めた場合はいつでも送付できるようにしておいてください。（6ヶ月を超過して提出を求められない場合は破棄して構いません。）

#### ・電車などの場合

- 現金（窓口・券売機）：領収書
- えきねっとなどオンラインチケット：その購入金額と経路がわかる画面のスクリーンショット
- 交通系 IC カード：IC カード利用明細（券売機での印字またはアプリのスクリーンショット）

#### ・自家用車などの場合

- ETC：利用区間と料金がわかる明細のコピー
- 現金：領収書

### (交通費申請の方法)

この書類の最後にある「交通費申請書」を印刷して持参して、実習期間中に店長（またはそれに準ずる者）の指示に従って記入して、提出してください。その後、実習終了から 1 ヶ月以内に銀行振り込みでお支払いします。

交通費申請書を実習終了後にメールや郵送で提出することはできません。実習期間中に書面で提出できなかった場合は、交通費支給の対象外となりますので、ご注意ください。

## 交通費申請書

氏名 \_\_\_\_\_ 記入日 年 月 日

住所 〒 \_\_\_\_\_

### 【交通費明細】

交通費合計			
往路費用			
出発駅		到着駅	
乗り換え地点			
復路費用			
出発駅		到着駅	
乗り換え地点			

※ 乗り換え地点には、乗り換えた駅などを全て列挙してください。

※ 自家用車などの場合は高速道路のインターチェンジなどを記入してください。

### 【振込先銀行口座】

金融機関名			
支店名		支店番号	
口座の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他		
口座番号			
口座名義人	フリガナ		